

大阪市国民保護計画 新旧対照表

令和 6 年12月

大 阪 市

太字は変更箇所
下線は削除箇所

大阪市国民保護計画 新旧対照表（変更箇所）

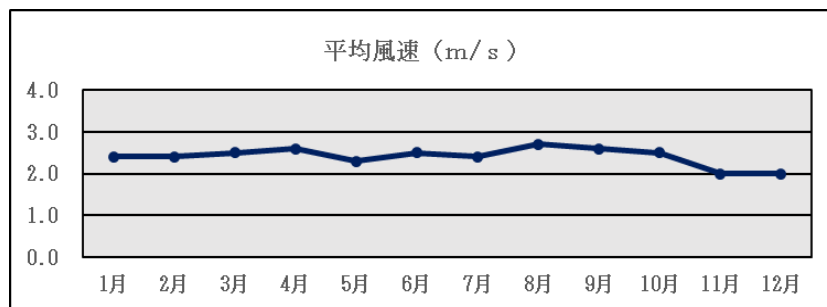
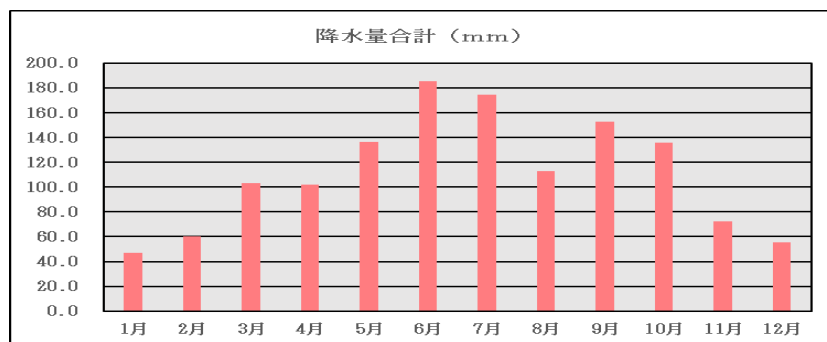
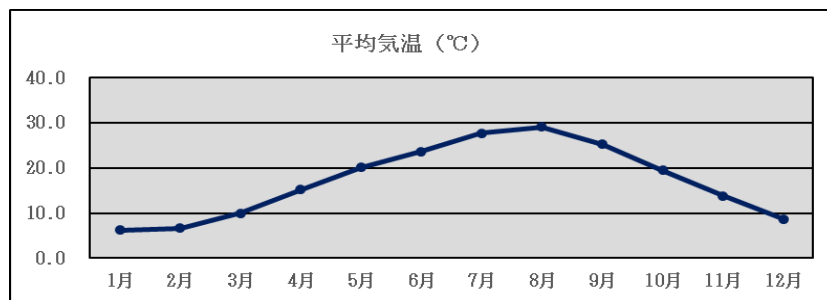
第1編 第4章 第1節 地勢（P9） ～ 統計数値の修正等

新（変更後）	旧（変更前）
本市は、東経135度22分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、わが国のほぼ中央部にあり、 令和5年10月1日時点の面積は225.33 km ² である。	本市は、東経135度22分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置し、わが国のほぼ中央部にあり、面積は222.47km ² である。

第1編 第4章 第2節 気候（P9） ～ 統計数値の修正等

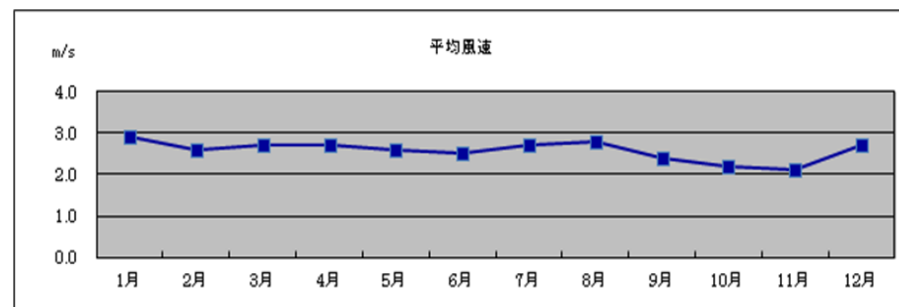
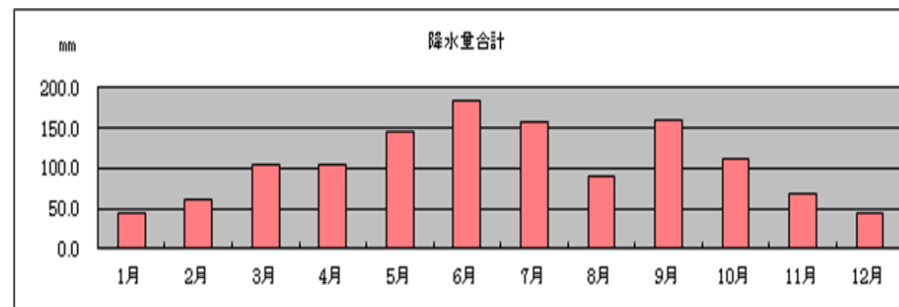
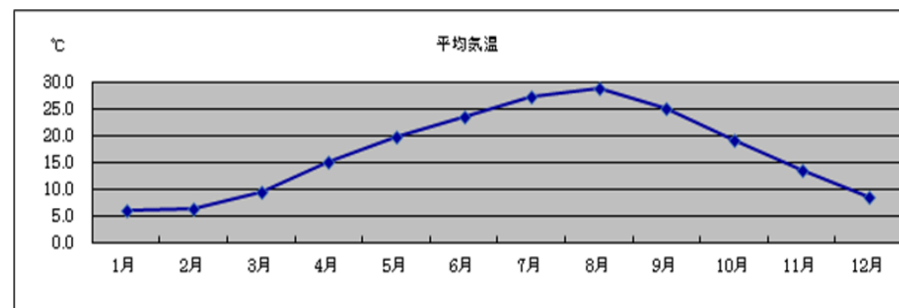
新（変更後）	旧（変更前）
本市は、その位置、地勢から気候は概ね温和で、いわゆる瀬戸内性気候に属し、平年値（1991～2020年）では気温は年平均17.1℃であり、風向は、冬期には西ないし北西の風がかなり吹くことがあるが、概して北東又は西の風が多く、風速は年平均2.4m/s程度である。 降水量は、梅雨期の6、7月に最も多く、ついで台風と秋の長雨を含む9月となっており、冬期が最も少ない。	本市は、その位置、地勢から気候は概ね温和で、いわゆる瀬戸内性気候に属し、気温は平年値（1981～2010年）では年平均16.9℃である。 降水量は、梅雨期の6、7月に最も多く、ついで台風と秋の長雨を含む9月となっており、冬期が最も少ない。 風向は、冬期には西ないし北西の風がかなり吹くことがあるが、概して北東又は西の風が多く、風速は年平均2.6m/s程度である。

【気温・降水量・風速の概況】



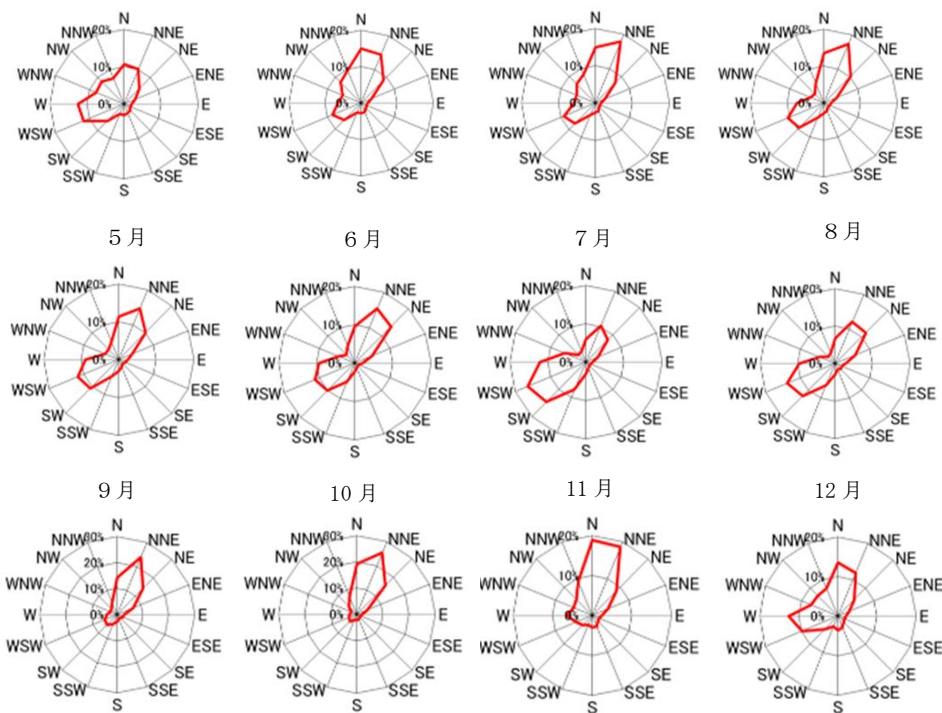
(資料：気象庁ホームページより)

【気温・降水量・風速の概況】



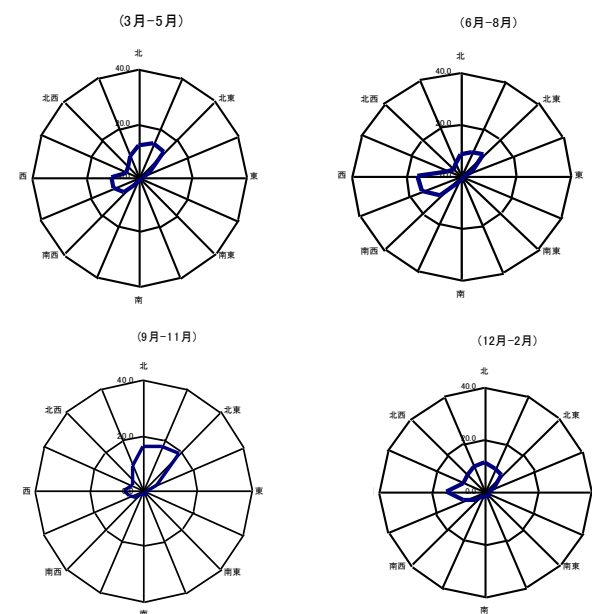
(資料：気象庁ホームページより)

【風向の出現率】



(資料：大阪管区気象台ホームページより)

【風向の出現率】



(資料：大阪管区気象台ホームページ「大阪府の気象・大阪府の風」より)

第1編 第4章 第3節 1 常住人口 (P11) ～ 統計数値の修正等

新 (変更後)	旧 (変更前)
令和2年国勢調査結果における本市の人口は275万2412人で、男女別にみると、男132万6875人、女142万5537人である。行政区別にみると、平野区が19万2152人と最も多く、次いで、淀川区が18万3444人、東淀川区17万7120人、城東区が16万9043人、住吉区が15万3056人などとなっている。 また、人口密度は、1平方キロメートルあたり1万2216人である。	平成22年国勢調査結果における本市の人口は266万5314人で、男女別にみると、男129万3798人、女137万1516人である。行政区別にみると、平野区が20万5人と最も多く、次いで、東淀川区が17万6585人、淀川区が17万2078人、城東区が16万5832人、住吉区が15万5572人などとなっている。 また、人口密度は、1平方キロメートルあたり1万1981人である。

本市人口の年齢構成をみると、15歳未満の年少人口は、**29万649人**（総人口の**11.0%**）、15歳から64歳の生産年齢人口は**168万6757人**（同**63.5%**）、65歳以上の老年人口は**67万6821人**（同**25.5%**）である。

人口の区分分布

（単位：km²・人・世帯）

（令和2年10月1日）

区 名	面 積	世帯数	人口総数			人口密度 (1km ² あたり)
			総数	男	女	
総数	225.32	1,469,718	2,752,412	1,326,875	1,425,537	12,216
北	10.34	85,785	139,376	67,805	71,571	13,479
都島	6.08	56,944	107,904	51,763	56,141	17,747
福島	4.67	42,631	79,328	37,633	41,695	16,987
此花	19.28	32,318	65,251	31,610	33,641	3,384
中央	8.87	67,139	103,726	48,676	55,050	11,694
西	5.21	63,874	105,862	49,586	56,276	20,319
港	7.86	42,612	80,948	39,498	41,450	10,299
大正	9.43	29,859	62,083	30,164	31,919	6,584
天王寺	4.84	42,163	82,148	37,988	44,160	16,973
浪速	4.39	53,297	75,504	38,393	37,111	17,199
西淀川	14.21	46,266	95,864	47,067	48,797	6,746
淀川	12.64	104,193	183,444	91,327	92,117	14,513
東淀川	13.27	99,699	177,120	86,660	90,460	13,347
東成	4.54	45,487	84,906	40,341	44,565	18,702
生野	8.37	67,616	127,309	60,309	67,000	15,210
旭	6.32	45,303	89,670	42,676	46,994	14,188
城東	8.38	82,712	169,043	80,220	88,823	20,172
鶴見	8.17	48,884	112,691	53,166	59,525	13,793
阿倍野	5.98	53,649	110,995	51,160	59,835	18,561
住之江	20.68	59,913	120,072	57,611	62,461	5,806
住吉	9.40	78,098	153,056	71,193	81,863	16,283
東住吉	9.75	62,025	127,849	60,161	67,688	13,113
平野	15.28	92,872	192,152	90,568	101,584	12,575
西成	7.37	66,379	106,111	61,300	44,811	14,398

（計画調整局 「令和5年版 大阪市統計書」より作成）

本市人口の年齢構成をみると、15歳未満の年少人口は、30万8093人（総人口の11.6%）、15歳から64歳の生産年齢人口は173万4432人（同65.1%）、65歳以上の老年人口は59万8835人（同22.5%）である。

人口の区別分布

（単位：km²・人・世帯）

（平成22年10月1日現在）

区 名	面 積	世帯数	人 口			人口密度 (1km ² あたり)
			総 数	男	女	
総 数	222.47	1,317,990	2,665,314	1,293,798	1,371,516	11,981
北	10.33	65,204	110,392	52,754	57,638	10,687
都 島	6.05	50,075	102,632	49,534	53,098	16,964
福 島	4.67	34,379	67,290	31,818	35,472	14,409
此 花	16.41	29,495	65,569	31,949	33,620	3,996
中 央	8.88	49,062	78,687	36,885	41,802	8,861
西	5.20	47,073	83,058	39,283	43,775	15,973
港	7.90	40,713	84,947	41,761	43,186	10,753
大 正	9.43	30,521	69,510	34,147	35,363	7,371
天王寺	4.80	34,730	69,775	32,307	37,468	14,536
浪 速	4.37	42,392	61,745	31,306	30,439	14,129
西淀川	14.23	43,608	97,504	48,303	49,201	6,852
淀 川	12.64	91,116	172,078	85,078	87,000	13,614
東淀川	13.25	91,894	176,585	86,952	89,633	13,327
東 成	4.55	38,920	80,231	38,410	41,821	17,633
生 野	8.38	62,808	134,009	64,191	69,818	15,992
旭	6.30	43,842	92,455	44,289	48,166	14,675
城 東	8.42	76,043	165,832	79,519	86,313	19,695
鶴 見	8.16	45,264	111,182	53,279	57,903	13,625
阿倍野	5.99	49,318	106,350	49,015	57,335	17,755
住之江	20.77	56,593	127,210	61,007	66,203	6,125
住 吉	9.34	73,917	155,572	73,145	82,427	16,657
東住吉	9.75	60,057	130,724	61,923	68,801	13,408
平 野	15.30	86,500	200,005	95,072	104,933	13,072
西 成	7.35	74,466	121,972	71,871	50,101	16,595

（備考）面積は、国土交通省国土地理院発表の平成22年10月1日現在の面積を使用している。

ただし、淀川区の面積は、豊中市との合計値として発表されているため、昭和62年の当該区市の面積比で按分した数値を用いている。

（大阪市都市計画局「平成26年度版」「大阪市統計書」より作成）

新（変更後）

令和2年国勢調査による本市の昼間人口は、**353万4521人**である。人口の流入・流出状況をみると、就業・通学のため市外から本市へ流入する人口は**101万8178人**（就業者**94万8008人**、通学者**7万170人**）で、一方、本市から市外へ流出する人口は**23万6069人**であり、その結果、流入超過人口は、**78万2109人**となっている。また、これとは別に、本市に1日平均約57万人のビジター（うち観光ビジター 約29万人）が訪れると推計されている。（平成20年度「大阪市の観光動向調査」）

区別昼間流動人口

（単位：人）

令和2年10月1日現在

区 名	夜間人口	流入人口	流出人口	流入超過人口	昼間人口	昼夜間人口比率
総 数	2,752,412	1,018,178	236,069	782,109	3,534,521	128.4
市内流動	-	451,872	451,872	-	-	-
北	139,376	311,551	30,573	280,978	420,354	301.6
都 島	107,904	27,500	30,541	△ 3,041	104,863	97.2
福 島	79,328	36,213	24,246	11,967	91,295	115.1
此 花	65,251	32,875	15,580	17,295	82,546	126.5
中 央	103,726	367,067	21,591	345,476	449,202	433.1
西	105,862	100,217	26,747	73,470	179,332	169.4
港	80,948	23,649	20,037	3,612	84,560	104.5
大 正	62,083	16,711	13,756	2,955	65,038	104.8
天王寺	82,148	60,000	23,214	36,786	118,934	144.8
浪 速	75,504	45,237	14,214	31,023	106,527	141.1
西淀川	95,864	28,681	24,506	4,175	100,039	104.4
淀 川	183,444	90,283	47,314	42,969	226,413	123.4
東淀川	177,120	36,759	45,095	△ 8,336	168,784	95.3
東 成	84,906	20,372	24,287	△ 3,915	80,991	95.4
生 野	127,309	22,847	25,887	△ 3,040	124,269	97.6
旭	89,670	17,027	24,306	△ 7,279	82,391	91.9
城 東	169,043	31,314	51,470	△ 20,156	148,887	88.1
鶴 見	112,691	18,822	33,024	△ 14,202	98,489	87.4
阿倍野	110,995	39,918	33,004	6,914	117,909	106.2
住之江	120,072	45,442	25,782	19,660	139,732	116.4
住 吉	153,056	27,400	39,523	△ 12,123	140,933	92.1
東住吉	127,849	20,748	33,861	△ 13,113	114,736	89.7
平 野	192,152	30,114	43,022	△ 12,908	179,244	93.3
西 成	106,111	19,303	16,361	2,942	109,053	102.8

（計画調整局「令和5年版 大阪市統計書」より）

旧（変更前）

平成27年国勢調査による本市の昼間人口は、353万8576人である。人口の流入・流出状況をみると、就業・通学のため市外から本市へ流入する人口は111万3574人（就業者103万1087人、通学者8万2487人）で、一方、本市から市外へ流出する人口は24万312人であり、その結果、流入超過人口は、87万3262人となっている。また、これとは別に、本市に1日平均約57万人のビジター（うち観光ビジター 約29万人）が訪れると推計されている。（平成20年度「大阪市の観光動向調査」）

区別昼間流動人口

（単位：人）

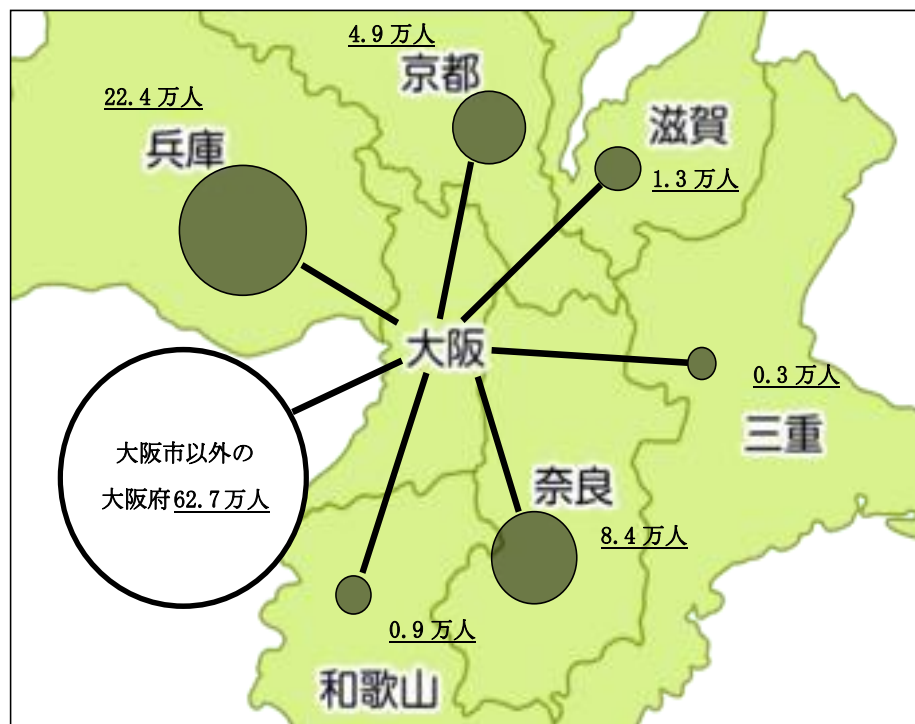
（平成22年10月1日現在）

区 名	夜間人口	流入人口	流出人口	流入超過人口	昼間人口	昼夜間人口比率
総 数	2,665,314	1,113,574	240,312	873,262	3,538,576	132.8
市内流動全区		451,602	451,602	0		
北	110,392	296,886	24,573	272,313	382,705	346.7
都 島	102,632	29,193	31,157	-1,964	100,668	98.1
福 島	67,290	42,737	20,231	22,506	89,796	133.4
此 花	65,569	30,693	17,337	13,356	78,925	120.4
中 央	78,687	402,750	15,651	387,099	465,786	591.9
西	83,058	115,208	20,575	94,633	177,691	213.9
港	84,947	27,512	21,815	5,697	90,644	106.7
大 正	69,510	18,735	15,737	2,998	72,508	104.3
天王寺	69,775	66,879	20,186	46,693	116,468	166.9
浪 速	61,745	47,640	12,201	35,439	97,184	157.4
西淀川	97,504	29,329	25,828	3,501	101,005	103.6
淀 川	172,078	95,763	46,155	49,608	221,686	128.8
東淀川	176,585	37,585	47,516	-9,931	166,654	94.4
東 成	80,231	24,564	23,364	1,200	81,431	101.5
生 野	134,009	27,345	29,536	-2,191	131,818	98.4
旭	92,455	20,585	26,763	-6,178	86,277	93.3
城 東	165,832	35,315	51,294	-15,979	149,853	90.4
鶴 見	111,182	20,668	33,309	-12,641	98,541	88.6
阿倍野	106,350	41,226	32,379	8,847	115,197	108.3
住之江	127,210	45,287	31,703	13,584	140,794	110.7
住 吉	155,572	29,690	42,773	-13,083	142,489	91.6
東住吉	130,724	22,594	35,909	-13,315	117,409	89.8
平 野	200,005	34,340	47,256	-12,916	187,089	93.5
西 成	121,972	22,652	18,666	3,986	125,958	103.3

（備考） 1 国勢調査結果
2 夜間人口は、年齢不詳を除く。
3 マイナスは流出超過を示す。

（大阪市都市計画局「平成26年度版」「大阪市統計書」より）

【常住地別大阪市への流入人口】



(総務省統計局「令和2年国勢調査の結果」に基づき作成)

【常住地別大阪市への流入人口】



(総務省統計局「平成22年国勢調査の結果」に基づき作成)

第1編 第4章 第3節 3外国人住民人口 (P14) ～ 統計数値の修正等

新 (変更後)	旧 (変更前)
3 外国人住民人口 令和5年3月末現在における本市の外国人住民人口は、15万4722人である。 国籍(出身地)別にみると、韓国・朝鮮が5万8686人(外国人住民人口総数の37.9%)で最も多く、以下、中国4万556人(同26.2%)、ベトナム2万2189人(同14.3%)、フィリピン4678人(同3.0%)、台湾4336人(同2.8%)となっている。 区別に見ると、生野区が2万7355人(外国人住民人口総数の17.7%)と最も多く、次いで西成区が1万1854人(同7.7%)、浪速区1万425人(同6.7%)、中央区9901人(同6.4%)の順になっている。	3 外国人登録数 平成26年3月末現在における本市の外国人登録人口は、11万5705人である。 国籍(出身地)別にみると、韓国・朝鮮が7万2980人(外国人登録人口総数の63.1%)で最も多く、以下、中国2万6094人(同22.6%)、フィリピン2915人(同2.5%)、台湾2369人(同2.0%)、ベトナム2141人(同1.9%)となっている。 区別に見ると、生野区が2万7720人(外国人登録人口総数の24.0%)と最も多く、次いで平野区が7503人(同6.9%)、中央区7295人(同6.3%)、東成区6735人(同5.8%)の順となっている。

第1編 第4章 第4節 1主な自動車専用道路 (P15) ～ 統計数値の修正等

新 (変更後)	旧 (変更前)
市内の高速道路は、令和5年12月末現在、阪神高速道路12路線、近畿自動車道1路線が供用されている。 (図削除)	市内の高速道路は、平成27年2月末現在、阪神高速道路10路線、89.0km、近畿自動車道1路線、4.9kmが供用されている。 凡例 —— 供用区間 ----- 事業中区間

第1編 第4章 第4節 2 主な一般道路 (P15) ～ 統計数値の修正等

新 (変更後)	旧 (変更前)
本市の道路の現状は、国道 15 路線 (114 km)、府道 36 路線 (262 km)、市道 11 , 833 路線 (3, 437 km) で、合計 11, 884 路線 (3, 813 km) となっている。	本市の道路の現状は、国道 13 路線 (115km)、府道 28 路線 (183km)、市道 11, 739 路線 (3, 582km) で、合計 11, 780 路線 (3, 880km) となっている。

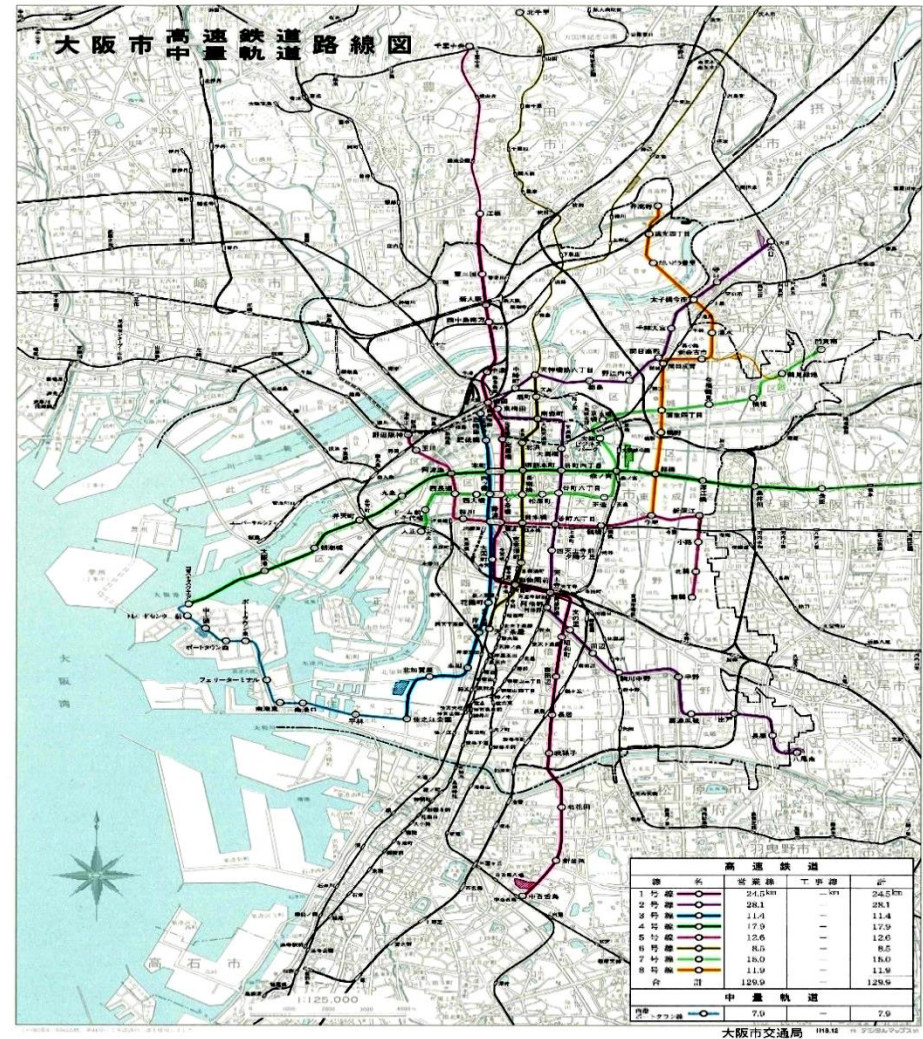
第1編 第4章 第4節 3 自動車保有台数 (P15) ～ 統計数値の修正等

新 (変更後)	旧 (変更前)
令和5年3月末現在、市内で 86 万 1290 台の自動車保有されており、その内訳は、乗用自動車 47 万 8852 台、軽自動車 21 万 4968 台、貨物用自動車 10 万 8980 台、バス 2295 台、小型二輪車 2 万 6489 台ほかとなっている。 (計画調整局 「令和5年版 大阪市統計書」より)	平成26年3月末現在、市内で 83 万 6288 台の自動車保有されており、その内訳は、乗用自動車 47 万 7502 台、軽自動車 19 万 8707 台、貨物用自動車 10 万 9766 台、バス 1998 台、小型二輪車 2 万 534 台ほかとなっている。 (大阪市都市計画局「大阪市統計書」より)

第1編 第4章 第5節 1 鉄道 (P15) ～ 統計数値の修正等

新 (変更後)	旧 (変更前)
地下鉄・ニュートラムは、市内の公共交通の中心として、現在 9 路線 (133 駅) が営業しており、1 日あたりの平均乗車人員は、約 222 万人 (令和4年度) である。また、JR・私鉄は、本市と周辺都市を結ぶ主要な公共輸送機関であり、現在、7 社 25 路線 (142 駅) が営業しており、市内各路線の乗車人員は、1 日平均約 271 万人 (令和4年度) である。 市内の主要駅の乗車人員は、11 の駅 (地下鉄：梅田・難波・天王寺・本町・淀屋橋、JR：大阪・天王寺・京橋、阪急：梅田、近鉄：大阪難波、南海：難波) で 1 日の乗車人員が 10 万人を超えている。(地下鉄は令和4年11月15日 (火) 実施の交通調査結果、JR・私鉄は令和4年度の1日平均)	地下鉄・ニュートラムは、市内の公共交通の中心として、現在 9 路線 (133 駅) が営業しており、1 日あたりの平均乗車人員は、約 235 万人 (平成25年度) である。また、JR・私鉄は、本市と周辺都市を結ぶ主要な公共輸送機関であり、現在、7 社 25 路線 (140 駅) が営業しており、市内各路線の乗車人員は、1 日平均約 301 万人 (平成25年度) である。 市内の主要駅の乗車人員は、11 の駅 (地下鉄：梅田・難波・天王寺・本町・淀屋橋、JR：大阪・天王寺・京橋、阪急：梅田、近鉄：大阪難波、南海：難波) で 1 日の乗車人員が 10 万人を超えている。(地下鉄は平成25年11月1日 (火) 実施の交通調査結果、JR・私鉄は平成25年度の1日平均)

(図削除)



新（変更後）	旧（変更前）
市内には、本市が管理する国際戦略港湾の大阪港がある。  (大阪港湾局ホームページより)	市内には、本市が管理する特定重要港湾の大阪港がある。  (大阪市港湾局ホームページより)

新（変更後）	旧（変更前）
空港は、市内には所在していない。なお、大阪府には、拠点空港として、大阪国際空港（豊中市、池田市、兵庫県伊丹市に所在）及び関西国際空港（泉佐野市、泉南市、田尻町に所在）、その他の空港として、八尾空港（八尾市所在）の3空港がある。  (大阪港湾空港整備事務所ホームページより 作成)	空港は、市内には所在していない。なお、大阪府には、第一種空港として、大阪国際空港（豊中市、池田市、兵庫県伊丹市に所在）及び関西国際空港（泉佐野市、泉南市、田尻町に所在）、第二種空港として、八尾空港（八尾市所在）の3空港がある。  (大阪市港湾局ホームページより作成)

第1編 第4章 第6節 1 地下街・高層建築物（P17） ～ 統計数値の修正等

新（変更後）

本市には、地下街が**9**か所ある。最も延べ面積が広いのは、長堀地下街（クリスタ長堀）で、8万1818㎡あり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）4万8344㎡、なんばウォーク3万**7881**㎡、ホワイティうめだ3万3942㎡、となっている。

地下街名		ドージマ地下センター	中之島地下街	ホワイティうめだ	大阪駅前 ^{グレイモンド} 地下街 ^{（グレイモンド大阪）}	京阪中之島線渡辺橋駅	なんばウォーク
行政区		北	北	北	北	北	中央
総面積		8,122㎡	3,231㎡	33,942㎡	48,344㎡	1,525 ㎡	37,881 ㎡
店舗数	合計	51	14	187	95	5	192
	飲食店	18	11	84	15	5	70
	物販店	21	2	70	58	—	89
	その他	12	1	33	22	—	33

地下街名		NAMBAなんなん	長堀地下街クリスタ長堀	あべちか
行政区		中央	中央	天王寺
総面積		7,189 ㎡	81,818㎡	9,771㎡
店舗数	合計	42	86	32
	飲食店	18	27	20
	物販店	17	41	5
	その他	7	18	7

(令和6年3月31日現在：令和5年消防年報より)

また、高層建築物は、阿倍野区のあべのハルカス（高さ300m）、住之江区の大阪府咲洲庁舎（**さきしまコスモタワー**）（同256m）、港区の**大阪ベイトワー**（同200m）などがある。

旧（変更前）

本市には、地下街が11か所ある。最も延べ面積が広いのは、長堀地下街（クリスタ長堀）で、8万1818㎡あり、次いで大阪駅前ダイヤモンド地下街（ディアモール大阪）4万8344㎡、なんばウォーク3万7880㎡、ホワイティうめだ3万3942㎡、となっている。

地下街名		ドージマ地下センター	中之島地下街	ホワイティうめだ	大阪駅前地下街	大阪駅前 ^{グレイモンド} 地下街 ^{（グレイモンド大阪）}	京阪中之島線渡辺橋駅
行政区		北	北	北	北	北	北
総面積		8,122㎡	3,231㎡	33,942㎡	12,428㎡	48,344㎡	1,510㎡
店舗数	合計	58	14	211	74	85	8
	飲食店	23	9	76	13	5	5
	物販店	21	5	115	20	75	2
	その他	14	—	20	41	5	1

地下街名		京阪中之島線大江橋駅	なんばウォーク	NAMBAなんなん	長堀地下街クリスタ長堀	あべちか
行政区		北	中央	中央	中央	天王寺
総面積		960㎡	37,880㎡	7,056㎡	81,818㎡	9,771㎡
店舗数	合計	3	243	66	101	44
	飲食店	—	68	24	22	23
	物販店	2	159	35	58	16
	その他	1	16	7	21	5

(平成26年3月31日現在：平成25年消防年報より)

また、高層建築物は、阿倍野区のあべのハルカス（高さ300m）、住之江区の大阪府咲洲庁舎（旧大阪ワールドトレードセンタービルディング）（同256m）、港区のオーク200（同200m）などがある。

第1編 第6章 3 緊急処理事態への対処にあたっての留意事項 (P 2 2) ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
(2) 緊急処理事態における警報 緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の伝達・通知の「対象となる地域」の範囲が決定される。 市長は、府知事から警報の通知を受けたとき、又は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)により警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を「対象となる地域」の住民のほか、必要に応じて自主防災組織等に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会等）及びその他の関係機関（公立大学法人大阪（大阪公立大学）（以下、「公立大学」という）等）に対し通知する。	(2) 緊急処理事態における警報 緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の伝達・通知の「対象となる地域」の範囲が決定される。 市長は、府知事から警報の通知を受けたとき、又は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)により警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を「対象となる地域」の住民及び自主防災組織等に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会等）及びその他の関係機関（公立大学法人大阪市立大学（以下「市立大学」という。）等）に対し通知する。

第2編 第1章 第1節 市の実施体制 (P 2 3) ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
また、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合（以下「原因不明の事案が発生した場合」という。）は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、災害対策本部又は危機事態対策本部を、必要な期間、設置する。	また、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合（以下「原因不明の事案が発生した場合」という。）は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、災害対策緊急本部又は危機事態対策本部を、必要な期間、設置する。

第2編 第1章 第1節 2原因不明の事案が発生した場合（P24） ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
(2) 市災害対策本部・市危機事態対策本部 原因不明の事案が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、市災害対策本部を設置し、地域防災計画に基づき、応急対策を実施する。 また、該当しない場合にあっては、市危機事態対策本部を設置し、関係機関との調整等に基づき、消防法その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。 (3) 区災害対策本部 市災害対策本部が設置されたとき、当該事案が発生した区又は発生するおそれのある区に、区災害対策本部を設置する。 また、区長が必要と認めたとき、当該区に区災害対策本部を設置する。この場合は、区長は速やかに市長（又は副市長（副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長））に報告する。	(2) 市災害対策(緊急)本部・市危機事態対策本部 原因不明の事案が発生した場合には、市民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、市災害対策(緊急)本部を設置し、地域防災計画に基づき、応急対策を実施する。 また、該当しない場合にあっては、市危機事態対策本部を設置し、関係機関との調整等に基づき、消防法その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。 (3) 区災害対策(緊急)本部 市災害対策（緊急）本部が設置されたとき、当該事案が発生した区又は発生するおそれのある区に、区災害対策(緊急)本部を設置する。 また、区長が必要と認めたとき、当該区に区災害対策(緊急)本部を設置する。この場合は、区長は速やかに市長（又は副市長（副市長の事務分担等に関する規則第2条第1項の第1順位の副市長））に報告する。

第2編 第1章 第2節 1 市対策本部 (P26) ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）			旧（変更前）		
(2) 市対策本部長等の職務			(2) 市対策本部長等の職務		
市対策本部員	・大阪州市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長 ・大阪市委務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に規定する局及び室の長 ・会計室長、消防局長、交通局長、水道局長、教育長、市会事務局長、行政委員会事務局長、中央卸売市場長	市対策本部長の命を受け、市対策本部の事務に従事する。	市対策本部員	・大阪州市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に掲げる組織の長 ・大阪市委務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に規定する局及び室の長 ・会計室長、消防局長、交通局長、水道局長、教育長、市会事務局長、行政委員会事務局長、中央卸売市場長	市対策本部長の命を受け、市対策本部の事務に従事する。
市対策本部駐在員	部長が部の課長級以上の職員等の中から指名する職員	市対策本部長、市対策副本部長、市危機管理監、市対策本部員を補佐する。	市対策本部駐在員	部長が部の課長級以上の職員等の中から指名する職員	市対策本部長、市対策副本部長、市危機管理監、市対策本部員を補佐する。

第2編 第1章 第2節 2 区対策本部 (P28) ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）			旧（変更前）		
(2) 区対策本部長等の職務			(2) 区対策本部長等の職務		
区対策副本部長	副区長等	区対策本部長を補佐し、区対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。	区対策副本部長	総務担当課長等	区対策本部長を補佐し、区対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

第2編 第1章 第2節 別表1「大阪市国民保護対策本部」の部の名称、分掌事務 (P30) ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）			旧（変更前）		
別表1「大阪市国民保護対策本部」の部の名称、分掌事務			別表1「大阪市国民保護対策本部」の部の名称、分掌事務		
名 称（部 長）	部に属する部局	分 掌 事 務	名 称 （部 長）	部に属する 部局	分 掌 事 務
危機管理部 (市危機管理監)	危機管理室 政策企画室 市政改革室 行政委員会事務局 市会事務局	☐ 職員の動員指令に関すること ☐ 市対策本部長の命令伝達に関すること ☐ 保護措置の総合調整に関すること ☐ 市対策本部の庶務に関すること ☐ 応援要請・自衛隊派遣要請に関すること ☐ 救援の事務に関すること ☐ 復旧の連絡調整に関すること ☐ 情報の収集及び伝達に関すること ☐ 各部、各区対策本部との連絡に関すること ☐ 防災行政無線の通信の統制に関すること ☐ 安否情報の収集及び提供に関すること ☐ 特殊標章等の交付及び管理に関すること ☐ 市対策本部長、市対策副本部長の秘書に関すること ☐ 国会、各省庁その他諸機関との連絡調整に関すること ☐ 保護措置に関する広報に関すること ☐ 被災情報、生活関連情報、救援措置情報に関する広報報道に関すること ☐ 報道機関との連絡調整に関すること ☐ 災害記録（写真・映像）に関すること ☐ 保護措置に関する広聴に関すること ☐ 市民からの相談等の広聴相談に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること ☐ 他の所管に属しないこと	危機管理部 (市危機管理監)	危機管理室 政策企画室 市政改革室 行政委員会 事務局 市会事務局	☐ 職員の動員指令に関すること ☐ 市対策本部長の命令伝達に関すること ☐ 保護措置の総合調整に関すること ☐ 市対策本部の庶務に関すること ☐ 応援要請・自衛隊派遣要請に関すること ☐ 救援の事務に関すること ☐ 復旧の連絡調整に関すること ☐ 情報の収集及び伝達に関すること ☐ 各部、各区対策本部との連絡に関すること ☐ 防災行政無線の通信の統制に関すること ☐ 安否情報の収集及び提供に関すること ☐ 特殊標章等の交付及び管理に関すること ☐ 市対策本部長、市対策副本部長の秘書に関すること ☐ 国会、各省庁その他諸機関との連絡調整に関すること ☐ 保護措置に関する広報に関すること ☐ 被災情報、生活関連情報、救援措置情報に関する広報報道に関すること ☐ 報道機関との連絡調整に関すること ☐ 記録（写真・映像）に関すること ☐ 保護措置に関する広聴に関すること ☐ 市民からの相談等の広聴相談に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること ☐ 他の所管に属しないこと

政策企画部 (政策企画室長)	政策企画室	☐市対策本部長、市対策副本部長の秘書に関すること ☐国会、各省庁その他諸機関との連絡調整に関すること ☐災害に関する広報（緊急情報以外の一般情報）に関すること ☐報道機関との連絡調整に関すること ☐広聴活動に関すること ☐市対策本部長の特命事項に関すること	(新設)
議会部 (市会事務局長)	市会事務局	☐災害に対する議会活動に関すること ☐市対策本部長の特命事項に関すること	(新設)

市民部 (市民局長)	市民局	☐ 区庁舎等の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ ボランティアの調整に関すること ☐ 義援金品の受領、保管及び配分に関すること ☐ 救援物資要請の受付並びに配送手続きの調整に関すること ☐ 救援食糧の緊急集荷及び輸送について福祉部、契約管財部との連絡に関すること ☐ 生活物資等の価格及び需給にかかる情報の収集及び提供に関すること ☐ 避難行動要支援者支援班との連携に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
総務部 (総務局長)	総務局	☐ 本庁舎の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 職員の勤怠・給与及び給食並びに救急医療に関すること ☐ 職員の衛生管理に関すること ☐ 被災職員の調査、救援に関すること ☐ 他の自治体からの職員の受援に関すること ☐ 応援班編成に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
デジタル統括部 (デジタル統括室長)	デジタル統括室	☐ 情報システムについての復旧等に関すること ☐ 中央情報処理センターの安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること

総務部 (人事室長)	人事室 総務局	☐ 職員の勤怠・給与及び給食並びに救急医療に関すること ☐ 職員の衛生管理に関すること ☐ 応援班編成に関すること ☐ 本庁舎の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 被災職員の調査、救援に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
市民部 (市民局長)	市民局	☐ 区庁舎等の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ ボランティアの調整に関すること ☐ 義援金品の受領、保管及び配分に関すること ☐ 救援食糧の緊急集荷及び輸送について福祉部、契約管財部との連絡に関すること ☐ 生活物資等の価格及び需給にかかる情報の収集及び提供に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
(新設)		

契約管財部 (契約管財局長)	契約管財局	☐ 救援物資配送の手配（車両等）に関すること ☐ <u>救援物資</u>、緊急資材の調達に関すること ☐ 車の借入れ並びに配車に関すること ☐ 応急仮設住宅地の情報提供に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
計画調整部 (計画調整局長)	計画調整局	☐ 危機管理部の災害記録作成への協力に関すること ☐ 被災家屋の調査にかかる区対策本部への建築技術の知識、情報の提供に関すること ☐ 都市整備部の建築物の応急危険度判定活動への協力に関すること ☐ <u>陳情資料の作成に関すること</u> ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
都市交通部 (都市交通局長)	都市交通局	☐ 大阪市高速電気軌道（株）及び大阪シティバス（株）との連絡調整に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
福祉部 (福祉局長)	福祉局	☐ 被災高齢者、障がい者等の保護に関すること ☐ 救援物資 備蓄拠点の開設・運営等に関すること ☐ 福祉施設の安全確保、復旧に関すること ☐ 避難行動要支援者支援班との連携に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
契約管財部 (契約管財局長)	契約管財局	☐ 救援物資、緊急資材の調達に関すること ☐ 車の借入れ並びに配車に関すること ☐ 応急仮設住宅地の情報提供に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
都市計画部 (都市計画局長)	都市計画局	☐ 記録及び統計に関すること ☐ 陳情資料の作成に関すること ☐ 被災家屋の調査にかかる区対策本部への建築技術の知識、情報の提供に関すること ☐ 被災建築物の応急危険度判定作業に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
(新設)		
福祉部 (福祉局長)	福祉局	☐ 被災高齢者、障がい者等の保護に関すること ☐ 福祉施設の安全確保、復旧に関すること ☐ 救援物資の配分及び輸送に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること

健康部 (健康局長)	健康局	☐ 医療救護に関すること ☐ 飲料水及び食品衛生に関すること ☐ 予防、防疫に関すること ☐ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること ☐ 赤十字標章等の交付及び管理に関すること ☐ 動物保護等の実施に関すること ☐ 避難行動要支援者支援班との連携に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
こども青少年部 (こども青少年局長)	こども青少年局	☐ 青少年活動施設、児童福祉施設及び市立幼稚園の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 上記施設における乳幼児及び青少年の避難誘導に関すること ☐ 上記施設における乳幼児及び青少年の被災状況の把握に関すること ☐ 被災児童の保護に関すること ☐ 避難行動要支援者支援班との連携に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること

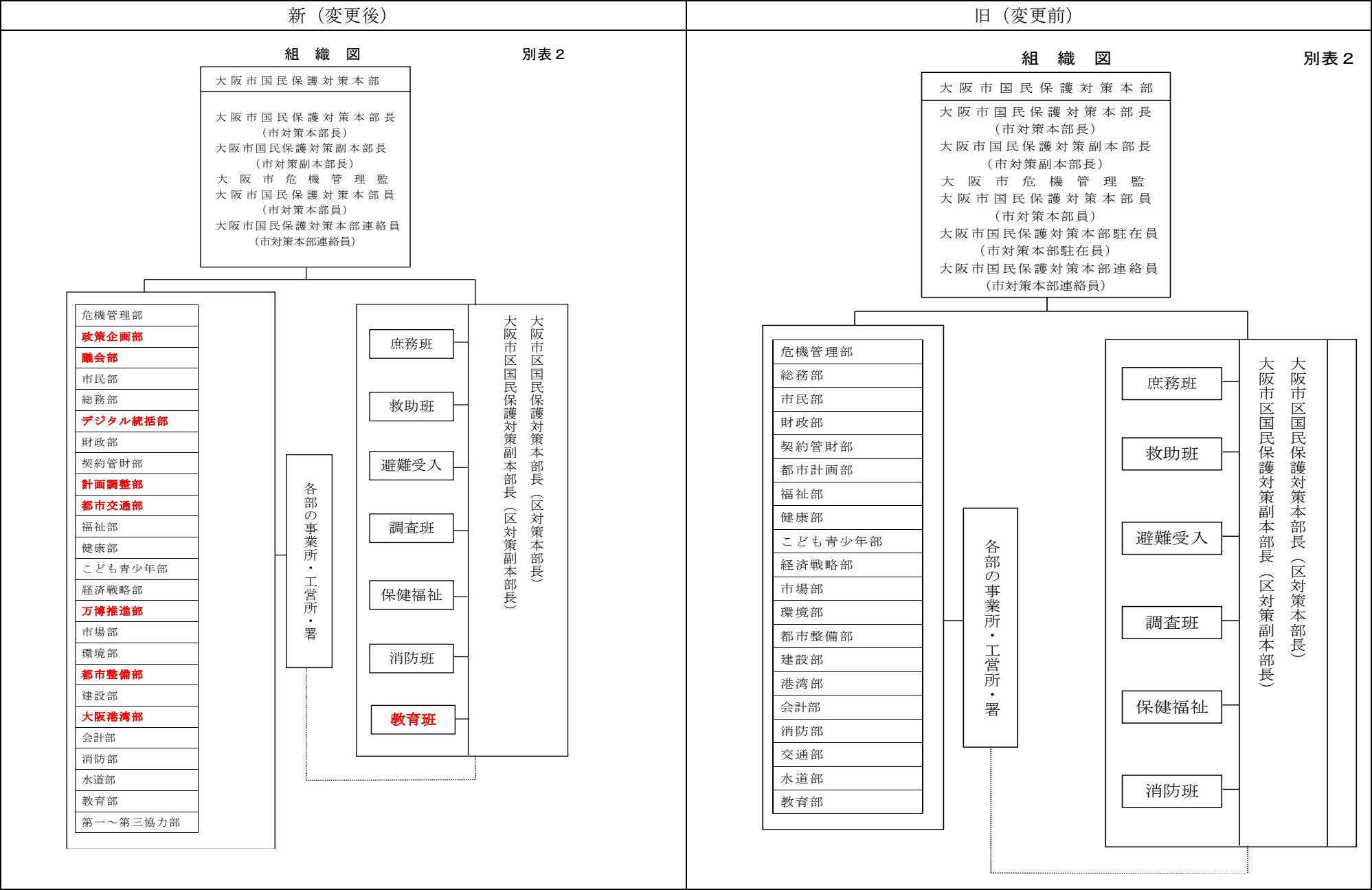
健康部 (健康局長)	健康局	☐ 医療救護に関すること ☐ 飲料水及び食品衛生に関すること ☐ 予防、防疫に関すること ☐ 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること ☐ 赤十字標章等の交付及び管理に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
こども青少年部 (こども青少年局長)	こども青少年局	☐ 青少年活動施設、児童福祉施設及び市立幼稚園の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 乳幼児及び青少年の避難誘導に関すること ☐ 乳幼児及び青少年の被災状況の把握に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること

経済戦略部 (経済戦略局長)	経済戦略局	☐ 救援物資（大阪府市の備蓄物資及び国からの調達物資を除く。また、食料を除く。）の調達に係る本市協定締結先及び市民部との連絡調整並びに同物資の調達計画に関すること ☐ スポーツ施設、文化施設の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 商工業、農畜産業関係団体との連絡調整に関すること ☐ 中小企業の復旧資金に関すること ☐ 観光客への支援に関すること ☐ 外国人に対する多言語による情報提供に関すること ☐ 駐日外国公館等との連絡調整に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
万博推進部 (万博推進局長)	万博推進局	☐ 公益財団法人 2025 年日本国際博覧会協会との連絡調整に関すること ☐ 一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオンとの連絡調整に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
市場部 (中央卸売市場長)	中央卸売市場	☐ 救援物資(中央卸売市場が市場内事業者と締結した協定に基づき調達する副食等)の緊急集荷及び輸送について契約管財部、福祉部との連絡に関すること ☐ 救援物資(大阪府市の備蓄物資及び国からの調達物資を除く食料)の調達に係る本市協定締結先及び市民部との連絡調整並びに同物資の調達に関すること ☐ 食糧（副食等）の需給状況等の調査に関すること ☐ 中央卸売市場施設の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
経済戦略部 (経済戦略局長)	経済戦略局	☐ 救援物資（生活必需品）の調達計画に関すること ☐ スポーツ施設、文化施設の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 商工業、農畜産業関係団体との連絡調整に関すること ☐ 中小企業の復旧資金に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
(新設)		
市場部 (中央卸売市場長)	中央卸売市場	☐ 救援食糧（副食等）の緊急集荷及び輸送について契約管財部、福祉部との連絡に関すること ☐ 食糧（副食等）の需給状況等の調査に関すること ☐ 中央卸売市場施設の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること

都市整備部 (都市整備局長)	都市整備局	☐本庁舎の応急修理に関する事 ☐建築物の応急危険度判定活動に関する事 ☐市対策本部その他市施設の通信設備に関する事 ☐応急仮設住宅の供与に関する事 ☐市営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 ☐市施設及び工事現場の被害調査並びに復旧に関する事 ☐住宅の応急修理及び公費解体の技術協力に関する事 ☐被災住宅に対する融資等に関する事 ☐市施行の市街地再開発事業・土地区画整理事業にかかる用地及び施設建築物の維持管理に関する事 ☐市施行の区画整理事業にかかる用地などの維持管理に関する事 ☐市対策本部長の特命事項に関する事
都市整備部 (都市整備局長)	都市整備局	☐本庁舎の応急修理に関する事 ☐市対策本部その他市施設の通信設備に関する事 ☐応急仮設住宅の建設及び管理に関する事 ☐市営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 ☐市施設及び工事現場の被害調査並びに復旧に関する事 ☐住宅の応急修理及び公費解体の技術協力に関する事 ☐被災住宅に対する融資等に関する事 ☐市施行の市街地再開発事業にかかる用地及び施設建築物の維持管理に関する事 ☐市施行の区画整理事業にかかる用地などの維持管理に関する事 ☐建築物の応急危険度判定活動に関する事 ☐市対策本部長の特命事項に関する事

建設部 (建設局長)	建設局	☐ 水防対策全般の企画、運営、連絡調整に関すること ☐ 水防事務組合との連絡に関すること ☐ 堤防、道路、橋梁等の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 河川関係障害物の除去に関すること ☐ 道路関係障害物の除去に関すること ☐ 下水道施設の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 公園施設、街路樹の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 特殊標章等の交付及び管理に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
大阪港湾部 (大阪港湾局長)	大阪港湾局	☐ 港湾施設及び海岸保全施設等の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関すること ☐ 海務関係管庁との連絡調整に関すること ☐ 在港船舶対策に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
建設部 (建設局長)	建設局	☐ 水防対策全般の企画、運営、連絡調整に関すること ☐ 堤防、道路、橋梁等の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 河川関係障害物の除去に関すること ☐ 道路関係障害物の除去に関すること ☐ 下水道施設の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 公園施設、街路樹の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 特殊標章等の交付及び管理に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
港湾部 (港湾局長)	港湾局	☐ 港湾施設及び海岸保全施設等の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関すること ☐ 海務関係管庁との連絡調整に関すること ☐ 在港船舶対策に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
交通部 (交通局長)	交通局	☐ 市営交通機関の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 災害時の市営交通に関すること ☐ 乗客の避難誘導に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
交通部 (交通局長)	交通局	☐ 市営交通機関の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 災害時の市営交通に関すること ☐ 乗客の避難誘導に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること

教育部 (教育長)	教育委員会事務局	☐ 児童生徒の避難誘導及び受入に関すること ☐ 児童生徒の被災状況の把握に関すること ☐ 被災児童生徒の応急教育及び学用品供与に関すること ☐ 学校、教育機関施設の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 避難所開設及び運営への協力に関すること ☐ 避難行動要支援者支援班との連携に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること	教育部 (教育長)	教育委員会事務局	☐ 児童生徒の避難誘導及び受入に関すること ☐ 児童生徒の被災状況の把握に関すること ☐ 被災児童生徒の応急教育及び学用品供与に関すること ☐ 学校、教育機関施設の安全確保、整備、復旧に関すること ☐ 避難所開設及び運営への協力に関すること ☐ 市対策本部長の特命事項に関すること
第一協力部 (副首都推進局長)	副首都推進局	☐ 本部の指示に基づく他部の応急対策・復旧活動の応援に関する こと ☐ 本部長の特命事項に関すること	(新設)		
第二協力部 (市政改革室長)	市政改革室				
第三協力部 (行政委員会事務局)	行政委員会事務局				



第2編 第1章 第2節 別表3 区対策本部の班名及び分掌事務 (P38) ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）		旧（変更前）	
別表 3 区対策本部の班名称及び分掌事務		別表 3 区対策本部の班名称及び分掌事務	
庶 務 班	1 各班の連絡調整に関すること 2 各部、関係機関への応援協力要請に関すること 3 市対策本部との連絡に関すること 4 予算計理に関すること 5 情報の収集・伝達及び広報に関すること 6 義援金の受付・並びに保管に関すること 7 記録に関すること 8 ボランティアの調整に関すること 9 他の班の所管に属しないこと	庶 務 班	1 各班の連絡調整に関すること 2 各部、関係機関への応援協力要請に関すること 3 市対策本部との連絡に関すること 4 予算計理に関すること 5 情報の収集・伝達及び広報に関すること 6 義援金の受付・並びに保管に関すること 7 記録に関すること 8 他の班の所管に属しないこと
救 助 班	1 避難住民等の救援に関すること 2 救援物資の調達保管及び配給に関すること 3 罹災・被災証明に関すること 4 義援金の配分に関すること 5 団体等の協力活動の連絡調整に関すること	救 助 班	1 避難住民等の救援に関すること 2 救援物資の調達保管及び配給に関すること 3 被災証明に関すること 4 義援金の配分に関すること 5 団体等の協力活動の連絡調整に関すること
避難受入班	1 避難住民等の受入に関すること 2 避難住民の誘導に関すること 3 避難所受入状況の把握に関すること	避難受入班	1 避難住民等の受入に関すること 2 避難住民の誘導に関すること 3 避難所受入状況の把握に関すること
調 査 班	1 被害状況の調査に関すること	調 査 班	1 被害状況の調査に関すること
保健福祉班	1 避難住民等の医療救護に関すること 2 防疫・保健衛生に関すること 3 区医師会等との連絡調整に関すること 4 遺体安置に関すること	保健福祉班	1 避難住民等の医療救護に関すること 2 防疫・保健衛生に関すること
消 防 班	1 消防に関すること 2 被災者の救急・救助に関すること	消 防 班	1 消防に関すること 2 被災者の救急・救助に関すること
教 育 班	1 学校園との連絡調整に関すること	区対策本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市対策本部長に報告しなければならない。 なお、消防班は別表 1 の消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。	
区対策本部長は、特に必要が認められるときは、この分担表と異なる編成をとることができる。この場合においては、遅滞なく市対策本部長に報告しなければならない。なお、消防班は別表 1 の消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。			

第2編 第1章 第3節 動員 (P39) ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）			旧（変更前）		
1 動員種別			1 動員基準		
動 員 種 別 表			動 員 基 準 表		
種 別	事 態 等 の 状 況	対 象	種 別	事 態 等 の 状 況	動員人員
1号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて対処する必要があるとき	全職員	1号	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて対処する必要があるとき	全員
2号動員	相当規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長 並びに指定職員※	2号	相当規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害が拡大するおそれがあるとき	職員の 1／2以内
3号動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員※	3号	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	職員の 1／4以内
4号動員	被害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員※	4号	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	初動活動に 必要な職員
受入	市域外で被害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	必要最小数の職員	5号	被害発生のおそれがあるが、状況判断が非常に困難な場合、万一に備えて速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	情報連絡に 必要な職員
※「指定職員」 各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、所属長が指定する。			受入	市域外で被害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	必要最小数の職員

2 動員の指令

(1) 動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発するものとする。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができる。

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられた**場合**は、各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、多様な手段を用いて速やかにその旨周知する。

イ 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において指令が発せられた**場合**は、各所属長は直ちに所属員に伝達して**招集しなければならない**。

(2) 各所属長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、各所属において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、**指令を発することができる**。

(3) 各所属長は、危機管理監から一律に動員指令が発せられた後、被害状況等を把握し、所属の動員種別を変更することが望ましいと判断した場合は、**危機管理監に報告し、了解を得た場合に限り、変更することができる**。

3 動員の報告

各所属長は、所属員の動員指令に**係る招集及び参集状況**をとりまとめ、直ちに危機管理監に報告する。

4 応援職員の要請

市対策本部の各部長並びに各区対策本部長は、職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長に要請する。総務部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ、**各協力部又は**他の部及び他の区対策本部の職員を派遣することができる。

市対策本部長は、市職員をもっても不足すると認められるときは、別に定めるところにより、他の地方公共団体の職員又は自衛隊の派遣を要請する。

2 動員の指令

動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発するものとする。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、又は動員区分を異にした指令を発することができる。

(1) 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、必要に応じて庁内放送、危機管理総合情報システム等を用いて速やかにその旨周知する。

(2) 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属員に伝達する。

(新設)

(新設)

3 動員の報告

各所属長は、所属員が動員指令に基づき参集したときは、その状況をとりまとめ、直ちに「動員報告書」により危機管理監に報告する。

4 応援職員の動員

市対策本部の各部長並びに各区対策本部長は、職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長に要請する。総務部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ他の部及び他の区対策本部の職員を派遣することができる。

市対策本部長は、市職員をもっても不足すると認められるときは、別に定めるところにより、他の地方公共団体の職員又は自衛隊の派遣を要請する。

第2編 第2章 第1節 1 警報（P44） ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
(1) 警報の伝達・通知 武力攻撃事態等において、国の対策本部長（内閣総理大臣）が警報を発令し、総務大臣（消防庁）を経由して府知事から警報の通知を受けたとき、又は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）により警報の通知を受けたときは、市長は、直ちに、その内容を市民のほか、必要に応じて関係のある公私の団体（自主防災組織等）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会等）、その他の関係機関（公立大学等）に通知する。	(1) 警報の伝達・通知 武力攻撃事態等において、国の対策本部長（内閣総理大臣）が警報を発令し、総務大臣（消防庁）を経由して府知事から警報の通知を受けたとき、又は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）により警報の通知を受けたときは、市長は、直ちに、その内容を市民及び関係のある公私の団体（自主防災組織等）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会等）、その他の関係機関（市立大学等）に通知する。

第2編 第2章 第1節 2 緊急通報（P46） ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
(2) 緊急通報の伝達・通知 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、府知事が武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令し、その通知を受けたときは、市長は、警報の伝達・通知と同様に、直ちに、その内容を市民のほか、必要に応じて関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知する。	(2) 緊急通報の伝達・通知 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、府知事が武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令し、その通知を受けたときは、市長は、警報の伝達・通知と同様に、直ちに、その内容を市民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知する。

新（変更後）	旧（変更前）
1 避難の指示 《図：避難の指示》 ～ 省略 ～ 府知事が避難の指示をする場合において、市長は、府知事が的確かつ迅速に避難の指示が行えるよう、府知事に必要な情報を提供するとともに、意見を述べる。 また、自衛隊の侵害排除行動と保護措置の実施について、道路、港湾施設等の利用のニーズが競合し、国の対策本部長が「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」の規定に基づき、当該施設の利用指針を定める場合において、市長は、当該施設利用の必要性や緊急性等について意見を述べる。 「大阪府国民保護計画」による避難の指示が想定される事態 ○ 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難 ・ 着上陸侵攻 ・ グリラ、特殊部隊による攻撃 ・ 弾道ミサイル攻撃 ・ 航空攻撃 ・ 緊急対処事態 ○ NBC攻撃における避難	1 避難の指示 《図：避難の指示》 ～ 省略 ～ 府知事が避難の指示をする場合において、市長は、府知事が的確かつ迅速に避難の指示が行えるよう、府知事に必要な情報を提供するとともに、意見を述べる。 また、自衛隊の侵害排除行動と保護措置の実施について、道路、港湾施設等の利用のニーズが競合し、国の対策本部長が「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」の規定に基づき、当該施設の利用指針を定める場合において、市長は、当該施設利用の必要性や緊急性等について意見を述べる。

第2編 第2章 第3節 3 避難住民の誘導（P51） ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
(3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整 市長は、避難住民の運送が必要な場合、市が保有する車両により運送を行うほか、府と調整のうえ、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行うとともに、運送に関する具体的事項の調整を行う。 (4) 避難行動要支援者への対応 カ 区対策本部は、避難所に避難した者のうち、避難行動要支援者については福祉避難所に避難させ、ケアを行う。この際、福祉部はこれに協力する。	(3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整 市長は、避難住民の運送が必要な場合、市が保有する車両により運送を行うほか、府と調整のうえ、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行うとともに、運送に関する具体的事項の調整を行う。 (4) 避難行動要支援者への対応 カ 市区対策本部は、避難所に避難した者のうち、避難行動要支援者については避難行動要支援者向け避難所である区在宅サービスセンター及び地域在宅サービスステーションに避難させ、ケアを行う。この際、区対策本部、福祉部はこれに協力する。

第2編 第3章 第1節 1 救援の実施（P53） ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
(1) 市長による救援 カ 埋葬及び火葬	(1) 市長による救援 カ 埋葬及び火葬

新（変更後）	旧（変更前）
(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与 ア 食品の給与 (ア) 区対策本部長は、応急食品の給与が必要と認める場合は、災害対策用備蓄食品の活用、既製食品・米穀の調達等により対応するが、それが困難な場合、市対策本部に食品調達の要請を行うものとする。 (イ) 市対策本部は、区対策本部長より食品供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より、備蓄食品の配送を行うほか、府より災害対策用備蓄食品の引き渡しを受ける。なお不足する場合は、流通業者等より調達する。その際、あらかじめ締結された協定等があるときは、当該協定等に基づき調達する。 (ウ) 前記(イ)により、なお不足する場合は、他の市町村に応援を求めるものとし、市場部は近畿圏の他都市中央卸売市場との相互協力により、応急食品を含む生鮮食料品の確保を図る。 (エ) 食品給与の場所は、原則として、指定された避難所のうち避難住民等の受入が可能な避難所（以下「災害時避難所」という。）とし、配布は区対策本部が、自主防災組織等の自発的な協力を得て行う。その際、支援を要する者へ配慮するとともに、協力する者の安全に十分配慮する。 イ 飲料水の供給 (ア) 災害時避難所に備蓄されている飲料水を活用する。 ウ 生活必需品の給与・貸与 (ウ) 経済戦略部、契約管財部、福祉部は相互の連絡を密にして、救援物資をすみやかに集荷、配置できるようにする。 (オ) 契約管財部等は、あらかじめ必要な労働者を確保するとともに、避難所等に物資を配送する必要があるときは、速やかに活動しうよう体制を整備しておく。 (カ) 契約管財部等は、救援物資の配送にあたって、事前に区対策本部と緊密な連絡をとる。	(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与 ア 食品の給与 (ア) 区対策本部長は、応急食品の供給が必要と認める場合は、災害対策用備蓄食品の活用、既製食品・米穀の調達等により対応するが、それが困難な場合、市対策本部に食品調達の要請を行うものとする。 (イ) 市対策本部は、区対策本部長より食品供給の要請があった場合、災害用備蓄倉庫より、備蓄食品の輸送を行うほか、府より災害対策用備蓄食品の引き渡しを受ける。なお不足する場合は、流通業者等より調達する。その際、あらかじめ締結された協定等があるときは、当該協定等に基づき調達する。 (ウ) 前記(イ)により、なお不足する場合は、他の市町村に応援を求めるものとし、中央卸売市場は近畿圏の他都市中央卸売市場との相互協力により、応急食品を含む生鮮食料品の確保を図る。 (エ) 食品供給の場所は、原則として、指定された避難所のうち避難住民等の受入が可能な避難所（以下「災害時避難所」という。）とし、供給は区対策本部が、自主防災組織等の自発的な協力を得て行う。その際、避難行動要支援者への食品の配給に配慮するとともに、協力する者の安全に十分配慮する。 イ 飲料水の供給 (ア) 災害時避難所に備蓄されている飲料水缶詰を活用する。 ウ 生活必需品の給与・貸与 (ウ) 経済戦略部、契約管財部及び財政部は相互の連絡を密にして、救援物資をすみやかに集荷、配置できるようにする。 (オ) 福祉部等は、あらかじめ必要な労働者を確保するとともに、避難所等に物資を輸送する必要があるときは、速やかに活動しうよう体制を整備しておく。 (カ) 福祉部等は、救援物資の輸送にあたって、事前に区対策本部と緊密な連絡をとる。

(キ) 配送は、原則として被災区の避難所まで契約管財部等が行い、配布は区対策本部が行う。配布にあたっては、必要に応じて、自主防災組織等の自発的な協力を得て実施する。また、あらかじめ物資の供給等に関して締結された協定等があるときは、当該団体等からの応援、又は他府県等からの応援で対処する。	(キ) 輸送は、原則として被災区の避難所まで福祉部等が行い、配分は区対策本部が行う。配分にあたっては、必要に応じて、自主防災組織等の自発的な協力を得て実施する。また、あらかじめ供給の協力に関して締結された協定等があるときは、当該団体等からの応援、又は他府県等からの応援で対処する。
---	---

第2編 第3章 第1節 2 救護の内容 (P60) ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
(4)－5 NBC攻撃を受けた場合の医療活動 ア 核攻撃等の場合 (ア) 内閣総理大臣により「被ばく医療に係る医療チーム」が派遣された場合、府対策本部のもと、被ばく患者に対し、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を現地の医療関係者と協力して実施するとされている。 また、被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設等は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うとされている。	(4)－5 NBC攻撃を受けた場合の医療活動 ア 核攻撃等の場合 内閣総理大臣により「緊急被ばく医療派遣チーム」が派遣された場合、府対策本部のもと、被ばく患者に対し、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた医療活動を現地の医療関係者と協力して実施するとされている。 また、被ばく医療に対応可能な国立病院機構の医療施設等は、現地医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うとされている。

第2編 第3章 第1節 2 救護の内容 (P 6 1) ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）																								
(6) 遺体の処理、埋火葬 市は、遺体の処理、埋火葬を行う。 ア 組織と事務分担 <table><tr><th>項 目</th><th>実施機関</th><th>事 務 分 担</th><th>対 応</th></tr><tr><td>処 理</td><td>危機管理部 区対策本部</td><td>1 遺体仮収容（安置）所の設置と管理 2 検視（死体調査） 3 検案 4 遺体の洗浄、縫合、消毒 5 納棺 6 遺体の安置 7 身元不明者に関すること</td><td>区本部の職員 警察 医師 一般社団法人大阪市規格葬儀協会</td></tr><tr><td>火 葬</td><td>環境部</td><td>火葬</td><td>環境部の職員</td></tr></table> オ 斎場への遺体の搬送 区対策本部及び遺族が遺体の搬送を行うことが困難もしくは不可能である場合は、<u>遺族に代わって</u>、危機管理部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入体制を調整し搬送する。 カ 遺体の埋火葬	項 目	実施機関	事 務 分 担	対 応	処 理	危機管理部 区対策本部	1 遺体仮収容（安置）所の設置と管理 2 検視（死体調査） 3 検案 4 遺体の洗浄、縫合、消毒 5 納棺 6 遺体の安置 7 身元不明者に関すること	区本部の職員 警察 医師 一般社団法人大阪市規格葬儀協会	火 葬	環境部	火葬	環境部の職員	(6) 遺体の処理、火葬 市は、遺体の処理、火葬を行う。 ア 組織と事務分担 <table><tr><th>項 目</th><th>実施機関</th><th>事 務 分 担</th><th>対 応</th></tr><tr><td>処 理</td><td>区対策本部</td><td>1 遺体仮収容（安置）所の設置と管理 2 検案 3 遺体の洗浄、縫合、消毒 4 納棺 5 遺体の安置 6 身元不明者に関すること</td><td>区対策本部の職員 医師 葬儀業者</td></tr><tr><td>火 葬</td><td>環境部</td><td>火葬</td><td>環境部の職員</td></tr></table> オ 斎場への遺体の搬送 遺族が遺体の火葬を行うことが困難もしくは不可能である場合は、遺族に代わって、市対策本部において斎場への搬送体制を整え、環境部と受入体制を調整し搬送する。 カ 遺体の火葬	項 目	実施機関	事 務 分 担	対 応	処 理	区対策本部	1 遺体仮収容（安置）所の設置と管理 2 検案 3 遺体の洗浄、縫合、消毒 4 納棺 5 遺体の安置 6 身元不明者に関すること	区対策本部の職員 医師 葬儀業者	火 葬	環境部	火葬	環境部の職員
項 目	実施機関	事 務 分 担	対 応																						
処 理	危機管理部 区対策本部	1 遺体仮収容（安置）所の設置と管理 2 検視（死体調査） 3 検案 4 遺体の洗浄、縫合、消毒 5 納棺 6 遺体の安置 7 身元不明者に関すること	区本部の職員 警察 医師 一般社団法人大阪市規格葬儀協会																						
火 葬	環境部	火葬	環境部の職員																						
項 目	実施機関	事 務 分 担	対 応																						
処 理	区対策本部	1 遺体仮収容（安置）所の設置と管理 2 検案 3 遺体の洗浄、縫合、消毒 4 納棺 5 遺体の安置 6 身元不明者に関すること	区対策本部の職員 医師 葬儀業者																						
火 葬	環境部	火葬	環境部の職員																						

第2編 第3章 第2節 1 安否情報の収集 (P 6 4) ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
(1) 市長による収集 市長は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報に関して、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集する。	1 安否情報の収集 (1) 市長による収集 市長は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報を収集する。

第2編 第3章 第2節 2府知事に対する安否情報の報告 (P66) ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
(1) 報告方法 市長は、収集・整理した安否情報を、原則として、安否情報システムを用いて府知事に対し報告する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面（電磁的記録含む。）を、<u>安否情報の整理を円滑に行う観点から</u>、情報セキュリティ等に留意しつつ、電子メールで送信することにより行う。	(1) 報告方法 市長は、収集・整理した安否情報を、府知事に対し報告する。報告は、安否情報省令に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要な事項を記載した書面（電子データ）を、安否情報の整理を円滑に行う観点から、情報セキュリティ等に留意しつつ、電子メールで送信することにより行う。

第2編 第4章 第3節 1生活関連等施設の安全確保 (P75) ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新（変更後）			旧（変更前）		
1 生活関連等施設の安全確保			1 生活関連等施設の安全確保		
(1) 生活関連等施設			(1) 生活関連等施設		
	政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律		政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律
①	発電所又は変電所	電気事業法	①	発電所又は変電所	電気事業法
②	ガス工作物	ガス事業法	②	ガス工作物	ガス事業法
③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法	③	取水・貯水・浄水施設又は配水池	水道法
④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法	④	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法
⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	⑤	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
⑥	放送用無線設備	放送法	⑥	放送用無線設備	放送法
⑦	水域施設又は係留施設	港湾法	⑦	水域施設又は係留施設	港湾法
⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港法及び航空法	⑧	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法及び航空法
⑨	ダム	河川管理施設等構造令	⑨	ダム	河川管理施設等構造令
⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法	⑩	危険物質等の取扱所	国民保護法

第2編 第4章 第3節 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止 (P 78) ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新（変更後）					旧（変更前）				
(2) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容					(2) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容				
物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置			物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置		
		措置 1	措置 2	措置 3			措置 1	措置 2	措置 3
危険物 【消防法】	総務大臣 府知事、市長	第12条の3	○	○	① 危険物 【消防法】	総務大臣 府知事 市長	第12条の3	○	○
毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 府知事、市長	○	○	○	② 毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 府知事 市長	○	○	○
火薬類 【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会	第45条	同左	同左	③ 火薬類 【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会	第45条	同左	同左
高压ガス 【高压ガス保安法】	経済産業大臣 府知事	第39条	同左	同左	④ 高压ガス 【高压ガス保安法】	経済産業大臣 府知事	第39条	同左	同左
核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	原子力規制委員会	□	□	□	⑤ 核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	原子力規制委員会	□	□	□
核原料物質 【原子力基本法】	原子力規制委員会	○	○	○	⑥ 核原料物質 【原子力基本法】	原子力規制委員会	○	○	○
放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線同位元素等規制法】	原子力規制委員会	第33条第4項	同左	同左	⑦ 放射性同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	原子力規制委員会	第33条第4項	同左	同左
毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】	厚生労働大臣 府知事	○	○	○	⑧ 毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 府知事	○	○	○
事業用電気工作物内の高压ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○	⑨ 事業用電気工作物内の高压ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○
生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○	⑩ 生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○
毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○	⑪ 毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○
(注1) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条(事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加)の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下、「事態対処法」という。） 第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。					備考 (注1) ○は国民保護法第103条第3項、□は同法第106条(事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加)の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が 事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				

第2編 第4章 第4節 1市の役割 (P80) ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
(5) 汚染原因に応じた対応 ア 核攻撃等の場合 消防部は、内閣総理大臣の指揮、府知事からの協力要請等により、国の対策本部長の調整のもと、防護服を着用する等職員の安全を図るための措置を講じたうえで、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救急・救助活動を行うとともに、汚染物質に関する情報を市対策本部、府対策本部、医療機関等の関係機関と共有する。 市長は、府知事等と連携し、警戒区域の設定等の措置を講ずるとともに、住民避難等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射線物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。	(5) 汚染原因に応じた対応 ア 核攻撃等の場合 消防部は、内閣総理大臣の指揮、府知事からの協力要請等により、国の対策本部長の調整のもと、防護服を着用する等職員の安全を図るための措置を講じたうえで、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り迅速に救急・救助活動を行うとともに、汚染物質に関する情報を市対策本部、府対策本部、医療機関等の関係機関と共有する。 市長は、府知事等と連携し、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

第2編 第4章 第5節 1防疫活動 (P82) ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）																
(1) 感染症への対応 【参考】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>類 型</th><th>感 染 症 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一類感染症</td><td>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</td></tr> <tr> <td>二類感染症</td><td>急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1又はH7N9であるものに限る。）</td></tr> <tr> <td>三類感染症</td><td>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス</td></tr> </tbody> </table>	類 型	感 染 症 名	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が ベータコロナウイルス 属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。） 、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1 又はH7N9 であるものに限る。）	三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	(1) 感染症への対応 【参考】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>類 型</th><th>感 染 症 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一類感染症</td><td>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</td></tr> <tr> <td>二類感染症</td><td>急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）</td></tr> <tr> <td>三類感染症</td><td>コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス</td></tr> </tbody> </table>	類 型	感 染 症 名	一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）	三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
類 型	感 染 症 名																
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱																
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が ベータコロナウイルス 属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。） 、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1 又はH7N9 であるものに限る。）																
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス																
類 型	感 染 症 名																
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱																
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）																
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス																

(3) 環境衛生対策班の任務 イ 仮設浴場の衛生管理 仮設浴場の使用状況（循環ろ過の有無、使用水の種類等）により、必要に応じ浴槽水の遊離残留塩素の測定等を行い、仮設浴場衛生管理の指導を実施する。 ウ 臨時集積場等の衛生管理、消毒 （省略） エ 汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒 （省略） オ その他 （ア）（省略） （イ）（省略） <u>（ウ） 受水槽式給水施設の衛生管理</u> （ウ） ねずみ、ハエ、蚊等の駆除 （エ） 消毒用薬剤の配布	(3) 環境衛生対策班の任務 （新設） イ 臨時集積場等の衛生管理、消毒 （省略） ウ 汚物、汚水流出地区の衛生管理、消毒 （省略） エ その他 （ア）（省略） （イ）（省略） （ウ） 受水槽式給水施設の衛生管理 （エ） ねずみ、ハエ、蚊等の駆除 （オ） 消毒用薬剤の配布
--	--

第2編 第4章 第5節 2 食品衛生活動（P 84） ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
(2) 食品衛生対策班の任務 オ 避難所や被災地域における応急給水拠点での飲料水の残留塩素濃度を測定し、衛生的な飲料水を確保するよう指導し、あわせて受水槽式給水施設から供給される飲料水についても指導を行う。 <u>なお、健康部は、水道部から一括して応急給水拠点の設置状況の報告を受けるとともに、各区対策本部に報告する。</u>	(2) 食品衛生対策班の任務 オ 避難所や被災地域における応急給水拠点で供給する飲料水の水質を検査し、安全性を確保するよう指導する。 なお、健康部は、水道部から一括して応急給水拠点の設置状況の報告を受けるとともに、各区対策本部に報告する。

第2編 第4章 第7節 1 被災情報の収集及び共有 (P 8 8) ～ 本市組織改正等に伴う変更

新 (変更後)	旧 (変更前)
(1) 市対策本部は、 <u>都市</u> 防災情報システム、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。	(1) 市対策本部は、都市防災情報システム、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

第2編 第5章 2 避難住民等の生活安全等 (P 9 0) ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新 (変更後)	旧 (変更前)
(1) 被災児童生徒等に対する教育 教育部は、府教育庁と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、<u>授業料の減免、奨学金の貸与</u>、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧など、関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。 (2) 公的徴収金の減免等 <u>財政部は</u>、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、財政部は、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付若しくは納入に関する期限の延長、市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置、福祉部は国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。	(1) 被災児童生徒等に対する教育 教育部は、府教育委員会連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧など、関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。 (2) 公的徴収金の減免等 財政部は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第2編 第5章 3 生活基盤等の確保 (P 9 1) ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新 (変更後)	旧 (変更前)
(2) 施設の適切な管理 建設部、大阪港湾部は、河川管理施設、道路及び港湾の管理者として、当該施設を適切に管理する。	(2) 施設の適切な管理 建設部、港湾部は、河川管理施設、道路及び港湾の管理者として、当該施設を適切に管理する。

第3編 第1章 第4節 2危機管理総合情報システムの整備 (P 9 4) ～ 本市組織改正等に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
2 危機管理総合情報通信システムの整備 市は、被害の状況を把握し、的確に措置を実施できるよう、府と連携して防災情報システムを円滑に運用するとともに、関連情報のデータベース化を図る。 また、関係機関と連携して、無線通信網の多重化や停電対策等を実施するなど、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。	2 危機管理総合情報通信システムの整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線のデジタル化を推進するとともに、災害情報を電子化し、データと地図、画像による全庁的な防災情報ネットワークシステムである都市防災情報システムとの融合を図り、市民への情報伝達をより効果的に行うため、危機管理総合情報通信システムの構築を進める。

第3編 第1章 第5節 広報・啓発 (P 9 4) ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新（変更後）	旧（変更前）
市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、市民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等のさまざまな媒体を活用するとともに、さまざまな機会を通じて保護措置の重要性などについて広報・啓発を行う。 その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障がい者、外国人等に配慮する。 また、弾道ミサイル発射時において、住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から市ホームページ等を用いて周知に努める。	市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、市民に対し、広報紙、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等のさまざまな媒体を活用するとともに、さまざまな機会を通じて保護措置の重要性などについて広報・啓発を行う。 その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障がい者、外国人等に配慮する。

新（変更後）	旧（変更前）
第6節 訓練 市は、単独、又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携に配慮しつつ、保護措置についての訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実働訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、市民の自発的な協力を得て、訓練を実施する。その際、特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。 なお、訓練は、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。 また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、計画の見直し等に反映にさせる。	第6節 訓練 市は、単独、又は国、府をはじめ関係機関、他の市町村等と共同し、防災訓練との有機的な連携に配慮しつつ、保護措置についての訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実働訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選択しながら行うほか、市民の自発的な協力を得て、訓練を実施する。その際、特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。 なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、計画の見直し等に反映させる。

新 (変更後)	旧 (変更前)
(1) 避難施設の指定 市長は、区域の人口、防災のための避難所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、住民を可能な限りを受入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握のうえ、避難施設を指定する。 なお、弾道ミサイル攻撃による人的被害を軽減するため、国の方針に基づき緊急一時避難施設（地下施設及び堅ろうな建物）の指定を推進する。 (2) 指定にあたっての留意事項 エ 緊急一時避難施設として鉄骨鉄筋コンクリート造り等の堅ろうな建築物・地下施設を指定する。 (5) 指定情報の共有化と周知 市は、国の定める、避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、国において全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を府に報告する。 また、避難施設の場所など避難を行うために必要な情報を、大阪市のホームページ並びに大阪防災アプリ等を通じて市民に周知する。	(1) 避難施設の指定 市長は、区域の人口、防災のための避難所の指定状況など地域の実情を踏まえ、事態類型・事態例を念頭に置きつつ、避難施設を指定する。 (2) 指定にあたっての留意事項 (新設) (5) 指定情報の共有化と周知 市は、国の定める、避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、国において全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を府に報告する。（省略） また、避難施設の場所など避難を行うために必要な情報を市民に周知する。

用語集における変更箇所 ～ 「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴う変更

新（変更後）		旧（変更前）	
緊急対処保護措置	政府の緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が実施する事態対処法第22条第3項第2号及び国民保護法第178条に掲げる措置※その他これらの者が当該措置に関し保護措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 ※緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する措置。ただし、被害の復旧に関する措置については、緊急対処事態対処方針が廃止された後のものを含む。	緊急対処保護措置	政府の緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置※その他これらの者が当該措置に関し保護措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 ※緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急対処事態の推移に応じて実施する措置。ただし、被害の復旧に関する措置については、緊急対処事態対処方針が廃止された後のものを含む。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 事態対処法施行令 で定めるものをいう。	指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 事態対処法施行令 で定めるものをいう。	指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 事態対処法施行令 で定めるものをいう。	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
退避	国民保護計画における退避とは、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域または場所（屋内を含む。）に逃げることである。	(新設)	
避難	国民保護計画における避難とは、国対策本部長が住民を要避難地域から避難先地域へ、知事の避難指示を通じて住民を安全な場所に移動させることである。	(新設)	

<u>保護措置</u>	政府の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間、<u>指定行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法律に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第 2 2 条第 1 号に掲げる措置※をいう。</u> ※武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、被害の復旧に関する措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。
<u>保護措置等</u>	<u>保護措置及び緊急対処保護措置をいう。</u>

保護措置	政府の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第 2 2 条第 1 号に掲げる措置※をいう。 ※武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、被害の復旧に関する措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。
保護措置等	保護措置及び緊急対処保護措置をいう。